

京都市告示第289号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和3年8月19日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
出木谷医院	左京区岡崎北御所町11-1	令和3年7月1日
おおつき眼科	伏見区醍醐高畑町30番地1-2-34 パセオダイゴロー西館1階	令和3年8月1日
医療法人浜田会 洛北病院 (歯科)	北区上賀茂神山6番地	令和3年7月1日
いのうえ歯科クリニック	中京区壬生賀陽御所町77番地1	令和3年8月1日
河原町歯科・矯正歯科クリ ニック	下京区四条通寺町西入奈良物町375 メルローズ京都四条ビル7階	令和3年6月18日
岡本歯科医院	西京区嵐山朝月町2-9	令和3年7月1日
やまぐち薬局	北区鷹峯藤林町6番地417 ノースビレッジ1階	令和3年7月1日
訪問看護ステーション脳神 経リハビリきたおおじ	左京区北白川東瀬ノ内町34番地	令和3年6月1日
訪問看護ステーションみど り	伏見区加賀屋町731番地 ノーブル伏見1階	令和3年8月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)